

令和8年第1回軽井沢町議会定例会3月会議
議事日程(第1号)

令和8年 3月 2日
午前10時 再開
開議

開議宣告
議事日程の報告
諸般の報告
町長あいさつ

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会議期間の決定

議案の上程、提案説明

- 日程第3 議案第7号 軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査委員会の設置に関する条例の制定について
日程第4 議案第8号 軽井沢町高齢者交流施設条例の制定について
日程第5 議案第9号 軽井沢町乳児等通園支援事業の使用料に関する条例の制定について
日程第6 議案第10号 軽井沢町職員定数条例の一部改正について
日程第7 議案第11号 軽井沢町町税条例の一部改正について
日程第8 議案第12号 軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第9 議案第13号 軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正について
日程第10 議案第14号 軽井沢町介護保険条例の一部改正について
日程第11 議案第15号 軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例の一部改正について
日程第12 議案第16号 軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第13 議案第17号 軽井沢町水道事業給水条例の一部改正について
日程第14 議案第18号 軽井沢町公共下水道条例の一部改正について

- 日程第15 議案第19号 令和7年度ゼロ町債町単軽井沢町老人福祉センター等解体他工事契約の締結について
- 日程第16 議案第20号 令和7年度ゼロ町債町単道路清掃車購入契約の締結について
- 日程第17 議案第21号 令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第18 議案第22号 令和7年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第23号 令和7年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第24号 令和7年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第25号 令和7年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第26号 令和7年度軽井沢町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第27号 令和7年度軽井沢町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第28号 令和8年度軽井沢町一般会計予算
- 日程第25 議案第29号 令和8年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 令和8年度軽井沢町駐車場特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 令和8年度軽井沢町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第32号 令和8年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 令和8年度軽井沢町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第34号 令和8年度軽井沢町下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第35号 令和8年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計予算
- 日程第32 報告第2号 専決処分の報告について（令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第33 議会運営委員会委員の補充選任について
- 日程第34 選挙第1号 森泉山財産組合議会議員の選挙
- 日程第35 選挙第2号 佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第36 軽井沢町消防委員会委員の推薦について

諸 般 の 報 告

令和8年 3月 2日

1. 本定例会 3月会議に別紙のとおり、町長から議案30件が提出されています。
2. 本定例会 3月会議に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
3. 本定例会 3月会議における代表質問通告者は、交渉会派 会派「考」佐藤敏明議員。一般質問通告者は、遠山隆雄議員ほか7名です。
4. 休会中における報告事項は、別紙のとおりです。

令和8年第1回軽井沢町議会定例会 3月会議日程

会議期間 18日間

日次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	摘 要
1	3月 2日	月	午前10時	本会議	○再開 ○諸般の報告 ○町長あいさつ ○会議録署名議員の指名 ○会議期間の決定 ○議案の上程・説明
2	3月 3日	火			○休 会（議案調査）
3	3月 4日	水	午前10時	本会議	○代表質問・一般質問
4	3月 5日	木	午前10時	本会議	○一般質問
5	3月 6日	金	午前10時 本会議終了後	本会議 委員会	○議案質疑・議案付託 ○庁舎建設周辺整備特別委員会
6	3月 7日	土			○休 会
7	3月 8日	日			○休 会
8	3月 9日	月	午前10時	委員会	○議会活性化特別委員会
9	3月10日	火	午前10時	委員会	○社会常任委員会
10	3月11日	水	午前10時	委員会	○総務常任委員会
11	3月12日	木	午前10時	委員会	○予算決算常任委員会（補正予算審査）
12	3月13日	金	午前9時30分	委員会	○予算決算常任委員会（新年度予算審査）
13	3月14日	土			○休 会
14	3月15日	日			○休 会
15	3月16日	月	午前9時30分	委員会	○予算決算常任委員会（新年度予算審査）
16	3月17日	火	午後1時10分	委員会	○予算決算常任委員会（新年度予算審査）
17	3月18日	水			○休 会
18	3月19日	木	午前10時	本会議	○委員長報告 ○質疑・討論・表決 ○散 会

議会運営委員会委員の補充選任について

委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員会委員を次のとおり補充選任する。

令和8年 3月 2日 選 任

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

議会運営委員会	氏 名
(補充 1人)	

森泉山財産組合議会議員の選挙

森泉山財産組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、森泉山財産組合議会議員 1 人
を選挙する。

令和 8 年 3 月 2 日 選挙

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

当 選 人	氏 名

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員の選挙

佐久市・北佐久郡環境施設組合同規約第7条の規定により、佐久市・北佐久郡環境施設組合同議会議員1人を選挙する。

令和8年 3月 2日 選挙

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

当 選 人	氏 名

軽井沢町消防委員会委員の推薦について

消防委員会委員について、次のとおり推薦する。

令和8年 3月 2日 推 薦

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

消 防 委 員 会 委 員	推 薦 者 名

休会中における報告事項

令和8年1月10日～令和8年3月1日

月	日	記	事
1.	10	令和8年輕井沢町「二十歳の集い」が開催され議長が出席した。	
	13	令和8年輕井沢町消防出初式が開催され議長ほか出席した。	
	〃	2026年部落解放同盟佐久地区協議会旗びらきが開催され議長が出席した。	
	15	サクラソウの会が開催され議長が出席した。	
	〃	北佐久郡議会議員研修会が開催され正副議長ほか出席した。	
	16	佐久市・北佐久郡環境施設組合議会運営委員会及び全員協議会が開催され佐藤敏明議員ほか出席した。	
	17	軽井沢ウインターフェスティバル2026 第64回軽井沢スケート競技会（中学生の部）開会式が開催され議長が出席した。	
	20	議会運営研修会が開催され正副議長ほか出席した。	
	〃	小諸北佐久医師会新年懇親会が開催され議長が出席した。	
	21	佐久市・軽井沢町・御代田町・立科町議会合同議員研修会が開催され正副議長ほか出席した。	
	22	軽井沢青年会議所2026年度新年祝賀会が開催され議長が出席した。	
	23	議会全員協議会を開催した。	
	〃	議会議員人権教育研修会を開催した。	
	〃	西部小学校東教室棟現地視察を行った。	
	27	令和7年度佐久広域連合議会議員行政等視察研修が実施され正副議長が出席した。（1月27日、28日、29日）	
	〃	例月出納検査が実施され土屋好生議員が出席した。	
	〃	浅麓環境施設組合議会運営委員会が開催され利根川泰三議員ほか出席した。	
	〃	軽井沢高校とのタウンミーティングを開催した。	
	28	町風俗審議会が開催され遠山隆雄議員が出席した。	
	30	令和8年輕井沢賀詞交歓会が開催され議長ほか出席した。	
	〃	令和7年度浅麓地域議会議員懇談会が開催され議長ほか出席した。	
2.	4	令和8年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会定例会が開催され佐藤敏明議員ほか出席した。	
	5	北佐久郡老人福祉施設組合議会運営委員会及び全員協議会が開催され中澤睦夫議員ほか出席した。	

月	日	記	事
	6	浅麓水道企業団正副議長委員長会議が開催され遠山隆雄議員が出席した。	
	9	令和8年輕井沢町遺族会総会が開催され議長が出席した。	
1	6	浅麓環境施設組合議会定例会が開催され利根川泰三議員ほかが出席した。	
	〃	令和7年度第3回町差別撤廃人権擁護審議会が開催され議長ほかが出席した。	
1	9	令和8年第1回北佐久郡老人福祉施設組合議会定例会が開催され中澤睦夫議員ほかが出席した。	
2	0	議会運営委員会を開催した。	
	〃	町上水道計画審議会が開催され眞島聡子議員ほかが出席した。	
	〃	佐久広域連合議会運営委員会が開催され議長が出席した。	
	〃	浅麓水道企業団令和8年第1回議会定例会が開催され遠山隆雄議員ほかが出席した。	
2	4	例月出納検査が実施され土屋好生議員が出席した。	
	〃	佐久水道企業団創立七十周年記念式典が挙行され議長が出席した。	
2	7	「あさま山荘事件」殉職警官慰霊式が挙行され議長が出席した。	
	〃	区長会との懇談会を開催した。	



令和7年11月12日

陳情書

軽井沢町議会

議長 殿

一般社団法人 中国における臓器移植を考える会
代表 丸山治章
東京都新宿区西新宿 3-3-15 西新宿水間ビ6階

連絡先（通知書送付先）：
東京都新宿区筑土八幡町 2-17
担当：佐藤マチ子
電話：090-8173-2311

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の趣旨：

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情致します。

陳情の理由：

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TIS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的

な行動を強めています。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言 2018、5 学会共同声明」を表明していますが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっています。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約 16,500 人もの方が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約 100 件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人です。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO 法人の理事が実刑判決を受けました。

さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されています。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望しましたが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否しました。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こしました。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのです。

これらの状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。参考として意見書案を添付させて頂きました。貴議長殿をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情にご理解頂き、地方自治法第99条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。



2. 責任主体と対応体制の問題

ヤマト運輸および委託事業者（レッドホース社）への確認において、
本件の最終対応主体は「軽井沢町である」との認識が示されています。

一方で、町からは寄付者である私に対し
委託事業者との直接交渉を求める対応がなされました。

しかし、寄付者が契約関係を有する相手は軽井沢町であり、
委託事業者は町の監督下で業務を行う立場です。

委託業務に関する説明責任・是正対応を
寄付者に転嫁することは適切ではありません。

3. 表記変更の可能性について

配送方法に関する返礼品ページの文言について、
後日変更された可能性が示唆されています。

仮に事実である場合、寄付者が寄付判断を行った時点の説明内容との整合性について、
町としての説明責任が生じるものと考えます。

4. 要望事項

以上を踏まえ、議会におかれましては以下についてご判断をお願いいたします。

- 本件返礼品配送および管理体制についての町としての再調査
- 委託事業者・配送事業者に対する監督プロセスの検証
- 寄付者対応が適切であったかの確認
- 紛失した返礼品に対する補償または代替措置の実施

本件は町の信用や、今後のふるさと納税制度の健全性にも関わる問題です。
町として誠実な再検証と是正をお願い申し上げます。

以上、陳情いたします。



陳情者 宇井淳 印

住所

電話

mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

【要旨】

下記の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を、国に対して提出するよう陳情する。

1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

この陳情書の検討にあたっては、資料を確認し熟慮の上で行うこと、ならびに委員会で取り扱われる際には説明したい。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。

【理由】

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国126の市区町村、4,200万回接種後死亡観測データ（令和8年1月12日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、594人となっています（資料1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約3~4か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和7年12月23日時点）は、累計進達受理件数14,660件、累計認定数9,412件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,059件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNA ワクチン（以下mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日 感発0808 第5号 医薬発0808 第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会（2025年12月11日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」も原案通り可決されました。この前例を踏まえ、貴市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

軽井沢市議会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

記

資料

1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト

https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_mortality_1day.php

2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺にmRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」論文 URL : <https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

以上



川島 さゆり様

令和8年2月9日

〒381-0034

長野県長野市大字高田 34-14 メゾンココロ 1

電話番号 090-1866-5444

パワーハラから職員を守る長野県民の会

代表 衣川弘明



党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、国民的な問題となっています。この是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、実際に職員アンケートが実施されるなどの対応が進められてきました。その結果、令和8年1月現在、全国で104自治体において対応が行われ、状況は大きく改善されています。これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。東京都新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と回答しています（令和7年8月）。これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラメントに該当する」として行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。また、千葉県千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。また、庁

舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。ついては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力が生じることのないよう、議会として早急な検討をお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかどうかについて、職員に寄り添って調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう適切な対応を行うよう求めてください。